最終更新日：2019年6月27日

株式会社アイフリーク モバイル
上原　彩美
問合せ先：092-471-5211
証券コード：3845
https://www.i-freek.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

1．基本的な考え方
　当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理の徹底を経営方針に掲げており、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じております。
　当社では、経営責任を明確にする組織体制の構築と、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
永田　浩一	2,110,000	13.17
ドリーム10号投資事業有限責任組合	745,000	4.65
長谷川　聡	560,665	3.50
株式会社ヴァスダックキャピタル	520,000	3.25
株式会社エムワイエヌ	469,900	2.93
居川　和広	306,000	1.91
松井証券株式会社	220,400	1.38
山下　博	207,100	1.29
永田　万里子	200,800	1.25
黒田　喜久	155,000	0.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鴇崎　俊也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鴇崎　俊也	○	当社社外取締役及び独立役員であります。 当社とは人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。	＜招聘理由＞ 鴇崎　俊也氏は、取締役及び監査役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場から的確な助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けております。その監査業務内容について、監査役会が会計監査人と適時打合せを行い、会計監査法人の当社に対する指摘事項の把握をし、改善助言及び改善状況の確認を行っております。
監査役は内部監査部門から適時その内部監査の報告を受け、内部監査に関する計画・実施状況等についての協議を行い、連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神谷　善昌	公認会計士													
溝田　吉記	他の会社の出身者													
櫻井　光政	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

神谷　善昌	○	当社社外監査役及び独立役員であります。 当社とは人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。	＜招聘理由＞ 神谷　善昌氏は、公認会計士として会計における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適正に遂行できるものとの判断から、社外監査役に選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定しております。
溝田　吉記	○	当社社外監査役及び独立役員であります。 当社とは人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。	＜招聘理由＞ 溝田　吉記氏は、当社事業と関連性の高いITシステム分野の会社経営に関与しており、豊富な知識と経験を当社の社外監査役として活かしていただけるものとの判断から、社外監査役に選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定しております。
櫻井　光政	○	当社社外監査役及び独立役員であります。 当社とは人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。	＜招聘理由＞ 櫻井　光政氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものとの判断から、社外監査役に選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、過去及び現在において取引など独立性に影響を及ぼす事実はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役　6名　基本報酬　29,472千円　ストック・オプション　0千円　報酬の総額　29,472千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。
a. 取締役
取締役の報酬は、報酬諮問会を任意の組織として設置し、報酬に関する社会的動向、当社の業績その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を鑑み、取締役の職位及び職責を勘案の上、取締役の同意を得て決定しております。
b. 監査役
監査役の報酬は、監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制といたしましては、担当セクション等は特に設けておりませんが、取締役会への出席等、重要な会議に出席しながら情報共有するとともに、必要に応じて適時監査状況の報告を受けております。
また、社外監査役についてもサポートとして担当セクション等は特に設けておりませんが、常勤監査役より定期的に報告を行うとともに、上記同様に適時監査状況の情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1　株主総会
株主総会は、株式会社の最高意思決定機関として、会社法及び定款に定められた重要事項を決議する機関であるとともに、株主から直接ご意見等を伺える重要なものであると考えております。

2　取締役会
取締役会は、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う機関であり、原則として毎月1回、及び必要に応じて随時開催しており、健全に機能しております。当社の取締役は、代表取締役1名、社内取締役1名及び社外取締役1名の合計3名で構成されており、取締役会には監査役も出席しております。

3　監査役会
監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会その他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部の監査、子会社の調査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について監査しております。

4　監査役
監査役は、監査役監査を支えるに十分な人材を確保した上で、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準に基づき監査を実施します。監査役は、取締役会への出席のほか、代表取締役との意見交換、取締役、執行役員その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査部門及び会計監査人との意見交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしております。"

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. のとおり、社外取締役及び監査役による経営への牽制機能の強化や、上記各機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は想定される集中日を避けて設定する予定であります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算後を含め、年1～2回の説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報の更なる充実及び適時開示情報、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署は広報・IR室であります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の重要性が高まる社会におきまして、当社は、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し説明責任を果たすとともに、積極的なIR活動を行うことでディスクロージャーを更に充実させ、経営の透明性の向上を図ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1　内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務を適正かつ効率的に運営していくことと、コンプライアンスの徹底による公正な経営体制の維持とのバランスが取れた組織を目指しており、それを実現するための内部統制システムの整備を重要課題として取り組んでおります。

2　内部統制の仕組み

内部統制は、内部監査部門が所管し、監査計画をもとに内部監査を行っております。内部監査部門の内部監査は、社長の承認により別に指名された者が行っております。

内部監査は定期監査に加え、必要に応じて臨時監査を実施する体制をとっており、会社の戦略的な意思決定が社員の業務活動に適正かつ効率的に反映されているか等を監査しております。

3　最近1年間における実施状況

当社では、コンプライアンスの強化を推し進めるため、管理体制の強化を行ってまいりました。取締役及び部門長で構成される経営会議にて法令遵守についての確認を行い、各部門長が部門内に周知徹底を図り、また、Eラーニングを活用して全社へのコンプライアンス教育を実施するなど、法令遵守に対する意識向上及び状況把握に努めてまいりました。具体的には、内部統制報告制度への対応や規程の見直し及び改善等を実施いたしました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応いたします。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

